

令和元年度「京^{みやこ}生きもの調査（仮）」広報等業務 仕様書

1 業務名

令和元年度「京（みやこ）生きもの調査（仮）」広報等業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的・内容

本市における自然環境の現状の評価に当たっては、これまで実施してきた生物多様性保全上重要な場所（ホットスポット）の調査分析に加え、市内全域の状況についても調査分析する必要がある。

このことから、今年度新たに、「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」の3種を指標種とした、市内全域の自然環境調査「京（みやこ）生きもの調査（仮）」を実施する（調査期間は7月中旬から11月中旬までの4箇月間）。

また、本調査は、市民が自ら指標種を発見し、生息状況に関わるデータを報告※することにより、地域の自然や生きものへの市民の関心を高めるとともに、生きものと人の暮らしのつながりを考えるきっかけづくりとすることも目的としている。

※ 京都市生物多様性総合情報サイト「京・生きものミュージアム」内の報告フォーム又は紙の調査報告票により報告

このことから、調査の充実及び市民意識の更なる向上に向けては、より多くの市民に、調査に参加いただく必要があるため、本調査について、広く市民に周知するための広報を実施する。

あわせて、ホームページでの報告の際に投稿される写真を対象に、Instagramを活用したフォトコンテストを開催し、フォトコンテストの周知を通じて、本調査への参加を促す。

調査結果については、報告書に取りまとめ、ホームページ上で公表する。

3 委託内容

(1) 広報業務

本調査のへ参加者1,000人（延べ人数）を目標に、「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」の各指標種について、参加者の募集に係る広報を行う。

なお、広報業務に当たっては、本調査に併せて実施するInstagramを活用したフォトコンテストについても周知を行い、参加者の増加につなげること。

ア 調査名の提案

「京（みやこ）生きもの調査（仮）」の調査名について、市民が興味を持ち、参加したくなるような名称を提案すること。

イ 「京（みやこ）生きもの調査（仮）」の手引書の周知

本市において、「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」の各種について、調査方法等を掲載した手引書を作成するため、本手引書を多くの市民に周知する効果的な方法を提案し、実施すること。

なお、本市関係施設には本市が手引書を送付する。

指標種	手引書の完成時期（予定）
ツバメ	7月中旬
ハグロトンボ	8月
カワセミ	9月

ウ インターネット・SNS 等を活用した広報

インターネットや SNS を活用し、広く参加を呼び掛けるのに効果的な方法を提案し実施すること。

エ その他広報活動

上記以外の方法で、自社の強みや独自の発想を生かした効果的な広報を提案し実施すること。

(2) 調査結果報告書（市民向け）の作成

ホームページ又は紙の調査報告票により市民から報告された調査データに基づき、各指標種の発見場所を地図上にプロットするとともに、本市の自然環境の現状について分析を行い、調査結果報告書として取りまとめた資料を作成すること。

調査結果報告書は市民向けに公表するものであるため、簡潔で分かりやすいものとする。

(3) フォトコンテストの入賞者に対する賞品の準備

調査に併せて開催するインスタグラムを活用したフォトコンテストにおける入賞者への賞品を用意すること。

フォトコンテストは「ツバメ」、「ハグロトンボ」、「カワセミ」の各指標種において開催するため、賞品は3セット用意し、受賞者に送付するための賞品の包装まで行うこと。

なお、賞品の案は以下のとおりであるが、より参加者の興味を引く賞品を準備できる場合は提案すること。

	入賞人数	賞品
最優秀賞	1名	京都市動物園，京都水族館，京都府立植物園の各施設の年間パスポート
優秀賞	3名	商品券1，000円分

4 成果物の提出

調査結果報告書は、委託期間内に提出すること。あわせて、本報告書の電子データ（編集可能な形式を含む。）をCD-Rの電子媒体に収録し、提出すること。

(1) 報告書：3部

(2) 本業務の報告書及び報告書の作成に要したデーター式を記録した電子媒体：1枚

5 業務委託期間

契約締結の日から令和2年3月31日（火）まで

6 その他留意事項

(1) 業務の進行に当たっては、常に本市担当職員と協議し、その指示に従うこと。

- (2) 協議を行った際は、協議結果の概要を記した書面をその都度本市に提出すること。
- (3) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、版權等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (4) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。この際に発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (5) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (6) 本業務の成果品である電子データの提出に際しては、PDF 形式及び作成に用いた全てのファイル形式（WORD, EXCEL, イラストレータ, jpeg データ等）について、電磁記録媒体（CD-R）に収録すること。
- (7) 本市が提供した資料及びデータ等については、一切他への流用を禁止する。また、本業務が終了した時点で、紙媒体の資料は速やかに返却し、電子媒体のデータ等は速やかに抹消すること。